

第七十号議案

江戸川区自転車駐車場条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十九年十一月二十八日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区自転車駐車場条例の一部を改正する条例

江戸川区自転車駐車場条例（平成十一年十二月江戸川区条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「区長」の下に「（第十一条の規定により区長が指定する者（以下「指定管理者」という。）が管理する駐車場にあっては、指定管理者。以下第三項まで、第五条、第七条及び第八条において同じ。）」を加える。

第四条第一項ただし書中「別表第三に定める駐車場の部分」を「江戸川区篠崎駅東駐輪場の二階部分」に、「別表第二」を「同表」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（利用料金等）

第四条の二 駐車場の利用料金（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第八項に規定する利用料金をいう。以下同じ。）は、別表第二に規定する使用料の額の範囲内において、指定管理者が区長の承認を得て定めるものとする。

2 使用者は、直ちに前項に定める利用料金を指定管理者に納付しなければならぬ。

3 指定管理者は、あらかじめ区長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

4 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると

認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第十条の二第一項第一号及び第三号中「使用料」の下に「又は利用料金」を加える。

第十一条を第十四条とし、第十条の二の次に次の三条を加える。

（駐車場の管理）

第十一条 駐車場の管理は、地方自治法第二百四十四条の二第三項の規定により、区長が指定する者に行わせることができる。

（指定管理者が行う業務）

第十二条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 使用の承認、使用の取消しその他駐車場の運営に関すること。
  - 二 施設等の維持管理（軽微な修繕工事を含む。）に関すること。
  - 三 前二号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務に関すること。
- （指定管理者の指定等）

第十三条 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があることを認める場合を除き、公募するものとする。

2 指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他規則で定める書類を区長に提出しなければならない。

3 区長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、駐車場の設置目的を最も効果的に達成できる能力を有していると認めたる者

を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を得て指定管理者を指定するものとする。

別表第二中「第四条」の下に「、第四条の二」を加える。  
別表第三を削る。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十一年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 指定管理者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、江戸川区長が指定する者をいう。）の指定その他指定のために必要な準備及び江戸川区自転車駐車場の使用の手続その他使用のために必要な準備は、施行日前においても行うことができる。

（説明）

江戸川区自転車駐車場の管理について、指定管理者による管理が行えるように

するため、指定管理者が行う業務の範囲、指定の手続等を定めるほか、規定を整  
備する必要があるので、本案を提出いたします。